

アーツカウンシル助成事業 文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金実施要領 (案)

第1 趣旨

この要領は、文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム助成金交付要綱（令和4年4月5日付け4ア推第1号。以下「要綱」という。）第13の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施基準

1 実施主体、対象となる活動等

要綱第2に規定する「団体・グループ」は、次に定めるとおりとする。

(1) 「団体」とは、長野県内に本部や主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等とし、法人格の有無、種別は問わない。

なお、地方公共団体が出資する法人は対象としないものとする。

(2) 「グループ」とは、長野県内に主たる拠点が存在し、複数名によって文化芸術活動を行うものをいい、グループ名及び代表者を定められていることとする。

(3) 次に掲げる団体は、応募することができない。

- ・暴力団（長野県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）

- ・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第6条第1項）に該当する者があるもの

(4) 要綱第2(2)に規定する文化芸術の創作・表現活動とは、長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫のみられる活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題の解決に取り組むものとする。

(対象とする分野)

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	書道、華道等
地域文化	地域固有の伝統芸能、民俗芸能等

(5) 次に掲げる活動は、助成金交付の対象としない。

ア 申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活

動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動

- イ 団体やグループを構成する者の個人的な活動
- ウ サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
- エ 公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
- オ 宗教的活動又は政治的活動
- カ 公序良俗に反する活動

(6) 選定された活動については、団体等の名称、事業の概要、事業の進捗状況、助成金額等の情報をウェブサイト等の広報媒体で公表する。

2 対象経費

要綱第4別表に掲げる対象経費は、下表のとおりとする。

費 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 ー保険料を含むー、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅 費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
使用料・賃借料	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、レンタカー使用料等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
手数料	振込手数料
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1件10万円未満）、燃料費

注1) 助成対象経費は、本事業の活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

注2) この表に準じて必要な費目を追加することは可能であるが、助成金対象の可否について、事前に（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局への確認を要する。

3 選定の視点

要綱第5の2の助成金の内示に当たっては、(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局において、下記(1)～(5)に掲げる視点に基づいて審査、選定を行うものとする。助成対象団体の決定にあたっては、有識者からの意見を聴取した上で決定するものとする。

- (1)実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく活動であるか。
- (2)必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる活動であるか。
- (3)弾力性：地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- (4)持続性：文化芸術活動の持続的発展が望めるか。並びに、環境持続性への意識を持ち、循環型で文化的な暮らしの創造への配慮がなされているか。
- (5)波及性：協働・共創する新たな関与者を得て、地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

第3 事業実施における相談支援体制

申請、活動の過程、成果報告の各段階において、必要に応じて、(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局に所属するコーディネーター(専門スタッフ)が相談を受け、文化芸術振興や活用等に係る専門的知見に基づいて、活動への助言を行う。(申請段階における相談の有無は採択の要件とはならない。)

附 則

この要領は、令和4年度の助成金から適用する。

この要領は、令和5年2月1日から施行し、令和5年度の助成金から適用する。

この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の助成金から適用する。

この要領は、令和6年1月31日から施行し、令和6年度の助成金から適用する。